



広島県報

定期
第15号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

道路の区域変更	告示	(道路河川管理室)	一
港湾計画の変更	告示	(港湾企画整備室)	一
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例第二章第二節又は第三節の規定を適用しない区域の指定	告示	(環境調整室)	二
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の更の届出	告示	(地域産業振興室)	二
県営土地改良事業の完了(三件)	告示	(土地改良室)	三
土地改良事業施行協議の適否決定(市町)	告示	(広島地域事務所)	三
土地改良事業の施行の同意(市町)	告示	(東広島地域事務所)	三
選挙管理委員会告示	告示		三
個人演説会等を開催することができる施設についての変更	告示		四
不在者投票のできる施設の内容の変更	告示		四
公安委員会告示	告示		四
遊技機の型式の検定の告示	告示		四
正誤	告示		四
平成十八年三月二十七日付け広島県報(号外)第四十九号中職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の訂正	告示	(文書法制室)	五

告示

広島県告示第百八十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年三月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月二十六日

広島県知事 藤田雄山

- 一 道路の種類
県道
- 二 路線名
三次美土里線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		延(メートル)長	備考
	新	旧		
三次市栗屋町三六番一地从先から 安芸高田市甲田町深瀬字地主平一五番一地从先まで	一四・二〇〇 五五・三〇〇	三・五〇〇 八〇〇 九	四六五・〇〇	
	四五五・〇〇			拡幅

広島県告示第百九十号

港湾法(昭和二十五年第百二十八号)第三条の三第九項の規定によって、福山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成十九年二月二十六日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤田雄山

- 一 港湾計画の変更の概要

平成十年四月十六日付け広島県報によってその概要を公告した福山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

- 1 港湾環境整備施設計画

2 小型船だまり計画

地区名	施設及び規模
一文字	緑地二ヘクタール
地区名	施設及び規模
一文字	泊地水深一・五メートル 四ヘクタール 小型桟橋 一三基 防波堤 四七〇メートル

二 港湾計画の縦覧の場所

広島市中区基町一〇番五二号 広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾企画整備室

公 告

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号)第三十五条の規定により知事が別に指定する区域は、次のとおりである。

平成十九年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定区域

西瀬戸自動車道景観指定地域のうち尾道市山波町、尾崎本町、尾崎町、久保一丁目から三丁目まで、東久保町、西久保町、防地町、久保町、十四日元町、長江一丁目から三丁目まで、十四日町、土堂一丁目及び二丁目、東土堂町、西土堂町、東御所町、西御所町、新浜一丁目及び二丁目、古浜町、正徳町、福地町、吉和西元町、沖側町、東元町、神田町、手崎町、吉浦町、日比崎町、吉和町、三軒家町、天満町、栗原東一丁目及び二丁目、栗原西一丁目及び二丁目、東則末町、西則末町、潮見町、桜町、門田町、栗原町、久山田町、美ノ郷町、木ノ庄町、原田町、西藤町、高須町、百島町、浦崎町、向東町、東尾道、平原一丁目から四丁目まで、新高山一丁目から三丁目まで、長者原一丁目及び二丁目並びに向島町

二 指定の効力の発生日

平成十九年四月一日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

世羅ショッピングセンター・ホームプラザナフコ世羅店

2 所在地

世羅郡世羅町大字寺町一五四七 一、一五三六番 一 外

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 四千五百七平方メートル

(変更後) 九千二百四十三平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前〇時、閉店時刻 翌午前〇時 (マックスバリュ西日本株式会社)

(変更後) 開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後八時 (その他)

(変更前) 開店時刻 午前〇時、閉店時刻 翌午前〇時 (マックスバリュ西日本株式会社)

(変更後) 開店時刻 午前七時、閉店時刻 午後九時 (株式会社ナフコ)

(変更前) 開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後八時 (その他)

(変更後) 開店時刻 午前七時、閉店時刻 午後九時 (株式会社ナフコ)

(変更前) 開店時刻 午前〇時、閉店時刻 翌午前〇時 (マックスバリュ西日本株式会社)

(変更後) 開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後八時 (その他)

(変更前) 開店時刻 午前〇時から翌午前〇時まで

(変更後) 午前〇時から翌午前〇時まで (世羅ショッピングセンター)

(変更前) 午前六時から午後八時まで (ホームプラザナフコ世羅店)

(変更後) 午前六時から午後九時三十分まで (ホームプラザナフコ世羅店)

(変更前) 三箇所

(変更後) 四箇所

(変更前) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更後) 午前六時から午後八時まで

(変更前) 午前六時から午後八時まで (世羅ショッピングセンター)

(変更後) 午前六時から午後九時まで (ホームプラザナフコ世羅店)

三 変更する日

平成十九年十月九日

四 変更する理由

来客車両専用通路の設置による施設の一体化のため

五 届出年月日

平成十九年二月八日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一〇番五二号)

世羅町産業観光課 (世羅郡世羅町大字西上原一三三 一)

2 縦覧期間

平成十九年二月二十六日から平成十九年六月二十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年六月二十六日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

庄原市所在の東城地区 (菅工区) 県営土地改良事業 (農業用道路整備事業) の工事が平成十七年二月二十四日完了した。

平成十九年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

庄原市所在の東城地区 (竹森工区) 県営土地改良事業 (農業用道路整備事業) の工事が平成十七年九月二十九日完了した。

平成十九年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

三次市及び安芸高田市所在の高北地区県営土地改良事業 (農業用道路整備事業) の工事が平成十四年十月三日完了した。

平成十九年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十九年二月二十六日から平成十九年三月十九日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月二十六日

広島地域事務所長 山 本 敏 昭

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
広島市	原垣内	区画整理事業	安佐南区役所

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十九年一月十六日同意した。なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この同意の取消しをを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月二十六日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

事業主体	地区名	事業名
大崎上島町	宇浜 岡田 岡田東 柿大路南 尾派汰 七窪 別所	農業用排水施設整備事業 ため池等整備事業 区画整理事業

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年二月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

Table with columns: 指定施設, 変更事項, 変更前後. Rows include 光南集会所, 矢野西集会所, 上妻谷集会所, 菅沢集会所, 中多田集会所, みどり会館, 葛原老人集会所, 下五原老人集会所, 大森老人集会所.

広島県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の

規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。平成十九年二月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

Table with columns: 指定施設, 変更事項, 変更前後. Rows include 老人ホーム 慈光園, 老人ホーム 慈光園.

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第18号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年2月26日

広島県公安委員会 委員長 高須 登

Table with columns: 検定番号, 検定の有効期間, 遊技機の種類, 型式名, 申請者名(住所), 製造業者名(住所). Rows include 6S1458, 6P1355, 6P1340.

6P1243	同 上	同 上	C R 魂 浜 M X	同 上	左 同
6S1324	同 上	同 式遊技 機	C S 機 動 警 察 パ ー ン ト	同 上	左 同
6S1075	同 上	同 上	マ リ ン グ ラ ッ ク 30	同 上	左 同
6P1325	同 上	ば ち ん こ 遊 技 機	C R ば ち ん こ 歌 舞 伎 団 T F S 7 9 T F 3	京 楽 産 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 榎 本 善 紀 (愛 知 県 名 古 屋 市 中 区 錦 三 丁 目 2 4 番 4 号)	左 同
6P1328	同 上	同 上	C R ば ち ん こ 歌 舞 伎 団 T F S 8 7 T F 1	同 上	左 同
6S1095	同 上	回 脚 式 遊 技 機	ヤ ッ タ ネ ハ ヲ シ ャ ン	株 式 会 社 ヤ ー ー 耕 代 表 取 締 役 法 一 野 一 (東 京 都 台 東 区 東 上 野 一 丁 目 1 9 番 6 号)	左 同
6S1151	同 上	同 上	ヤ ッ タ ネ ハ ヲ シ ャ ン 2	同 上	左 同
6S1406	同 上	同 上	ヤ ッ タ ネ ハ ヲ シ ャ ン - 30	同 上	左 同
6S1402	同 上	同 上	ヤ ッ タ ネ ハ ヲ シ ャ ン 4	同 上	左 同

正 誤

平成十八年三月二十七日付け広島県報(号外)第四十九号に登載の広島県条例第七号(職員
の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)の一部を次のように訂正する。

総務部総務管理局文書法制室長

ページ	段	行	誤	正
三〇	下	一三	平成十八年広島県条例第 号	平成十八年広島県条例第七号



広島県報

定期第15号
付 録

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

平成十八年 十月分目録

定期 (第七十四号から
第八十二号まで)
号外 (第百四十一号から
第百五十二号まで)

頁	日	号外	ページ
〇 条 例			
六	六	148	七
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例			
特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例			
広島県福祉のまちづくり条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例			
県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例			
消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例			
広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例			
広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例			
広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例			
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例			
知事の附属機関の設置に関する条例を廃止する条例			
広島県食育基本条例			
広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例			
〇 規 則			
七	六	149	一
広島県行政組織規則の一部を改正する規則			
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則			
広島県果樹農業振興審議会規則等を廃止する規則			
広島県港湾施設管理条例の一部を改正する規則			
〇 告 示			
八三	二		一
広島県証紙売りさばき人の指定			
八四	二		一
救急病院等の認定			
八五	二		一
解除予定保安林にする旨の通知			
八六	二		一
地籍調査に伴う字の区域の変更			

八六	六		三
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要			
八七	六		三
海岸保全区域の指定			
八八	六		三
道路の区域変更			
八九	六		三
道路の供用開始			
九〇	六		三
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可			
九一	六		三
結核予防法の規定による医療機関の指定			
九二	六		三
結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退			
九三	六		三
指定自立支援医療機関の指定			
九四	六		三
保安林予定森林にする旨の通知			
九五	六		三
基本測量の実施			
九六	六		三
急傾斜地崩壊危険区域の指定			
九七	六		三
昭和六十一年広島県告示第百五十九号(広島県港湾施設管理条例に基づく駐車場の指定並びに駐車時間及び港湾施設使用料の額)の一部を改正する告示			
九八	六		三
県議会の定例会で議決された予算の概要			
九九	六		三
新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更			
一〇〇	六		三
町及び字の区域の変更			
一〇一	六		三
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要			
一〇二	六		三
公共測量の実施			
一〇三	六		三
公共測量の終了			
一〇四	六		三
建築士を対象とする講習の指定に関する規模の規程による講習の指定の更新			
一〇五	六		三
海岸保全区域の変更			
一〇六	六		三
港湾隣接区域の変更			
一〇七	六		三
町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定			
一〇八	六		三
公有水面埋立ての竣功の認可			
一〇九	六		三
国土調査の成果の認証			
一一〇	六		三
"			

一〇	軽油引取税の特約業者の指定の取消し 環境影響評価法の規定による対象事業の廃止等 特定非営利活動法人の認証申請の取下げ 屋外広告物講習会の追加申込みの受付 開発行為に関する工事の完了 広島港五日市地区港湾関連用地の分譲 県営土地改良事業の換地計画の樹立	三六		
一一	土地収用法の規定による土地立入りの許可	三〇		
一二	〇 教育委員会教育長公告	二〇		
一三	一般競争入札	一〇	150	九
一四	〇 選挙管理委員会告示	六		
一五	不在者投票のできる施設の指定	元		
一六	個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し	六		
一七	〇 人事委員会規則	三五		
一八	安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三五		
一九	〇 公安委員会規則	二		
二〇	広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	二		
二一	〇 公安委員会告示	三		
二二	遊技機の型式の検定の告示	五		
二三	〇 公安委員会告示	二		
二四	指定講習機関の代表者の変更の公示	五		
二五	運転免許取得者教育の認定を受けた者の代表者の変更の公示	二		
二六	遊技機の型式の検定の告示	〇		
二七		三		
二八		〇		
二九		〇		
三〇		〇		
三一		〇		
三二		〇		
三三		〇		
三四		〇		
三五		〇		
三六		〇		
三七		〇		
三八		〇		
三九		〇		
四〇		〇		
四一		〇		
四二		〇		
四三		〇		
四四		〇		
四五		〇		
四六		〇		
四七		〇		
四八		〇		
四九		〇		
五〇		〇		
五一		〇		
五二		〇		
五三		〇		
五四		〇		
五五		〇		
五六		〇		
五七		〇		
五八		〇		
五九		〇		
六〇		〇		
六一		〇		
六二		〇		
六三		〇		
六四		〇		
六五		〇		
六六		〇		
六七		〇		
六八		〇		
六九		〇		
七〇		〇		
七一		〇		
七二		〇		
七三		〇		
七四		〇		
七五		〇		
七六		〇		
七七		〇		
七八		〇		
七九		〇		
八〇		〇		
八一		〇		
八二		〇		
八三		〇		
八四		〇		
八五		〇		
八六		〇		
八七		〇		
八八		〇		
八九		〇		
九〇		〇		
九一		〇		
九二		〇		
九三		〇		
九四		〇		
九五		〇		
九六		〇		
九七		〇		
九八		〇		
九九		〇		
一〇〇		〇		

一〇一	機械警備業務管理者講習の実施	元		
一〇二	警備員検定の実施	元		
一〇三	技能検定員審査(普通)の実施	元		
一〇四	技能検定員審査(普通)の実施	元		
一〇五	〇 警察本部公告	六		
一〇六	一般競争入札	二		
一〇七	〇 監査委員公表	二		
一〇八	広島県職員措置請求に係る監査の結果	二		
一〇九	九月例月出納検査の結果	二		
一一〇	監査の結果	二		
一一一	〇 収用委員会公告	二		
一一二	土地収用の裁決手続の開始の決定	二		
一一三	〇 広島県高速道路公社公告	二		
一一四	広島高速道路の工事の一部完了	二		
一一五	通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路の指定	二		
一一六	広島高速道路の料金及び料金の徴収期間	二		
一一七	広島高速道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法	二		
一一八	〇 正 誤	二		
一一九	平成十八年九月二十一日付け広島県報(定期)第七十一号中広島県公告の訂正	二		